



川西市人権啓発ビラ 第421号 令和6(2024)年2月

毎月第3金曜日は 川西市の「人権デー」です

2月は「子どもの人権」について考えてみましょう！

こども基本法がスタート！

2023年4月、子ども施策を総合的・包括的に行うための「こども家庭庁」が設置され、子どもの権利条約の基本的な理念が盛り込まれた「こども基本法」が施行されました。また、12月には「こども大綱」も示されました。

「こども基本法」は、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの権利が保障されることを目的として制定されたもので、子どもの権利条約の4つの一般原則（①生存発達の権利、②子どもの最善の利益、③子どもの意見の尊重、④差別の禁止）に相当する規定が設けられています。また、子ども施策への子どもの意見反映のほか、子どもの意見表明権などについて明記されています。

このように、昨年は、1994年の子どもの権利条約批准以降、長く待たれていた子どもの権利に関する包括的な法律がつけられた節目の年になったといえると思います。

一般的に人権や権利、法律というと、“難しい”というイメージを持つ人が多く、私たちの普段の生活とは少し距離があるものとして捉えている人も多いと思われます。しかし、社会のなかで起きる事件や出来事、世の中の人々の粘り強いアクションが、法律をつくったり、変化させたりしてきました。

このように、法律の制定や改正は、私たちの生活と深く結びついており、今回の「こども基本法」のスタートは、これからの川西市の子どもの権利保障を進展させる上で、とても大きな意義を持つものになると考えています。

川西市子どもの人権オンブズパーソン

オンブズパーソンは、いじめや不登校、交友・家族関係の悩み、体罰、虐待など人権問題で悩んでいる子どものOSを受け止めて擁護・救済を図るため、川西市が1998年に全国に先駆けて創設した「公的第三者機関」です。

友だちや学校、家族のこと **ひとりで悩まないで 相談を!!**



子どもオンブズ電話

こまったとき… つらいとき…

◆夜間や休日は、留守電にメッセージと連絡先を。

市内の18歳未満の子どものことであれば、どなたでも相談できます。まずはお電話ください。面談もできます。もちろん秘密は固く守られます。

インターネット受付

★フリーダイヤル 0120-197-505

☆携帯電話・PHSからもつながります。

子どもの人権オンブズパーソン(川西市役所5階)

☆10時～18時(休日を除く月～金曜日)

予約優先
無料

特設人権相談

3月15日(金) 午後1時～4時
4月19日(金) 午後1時～4時

川西市役所4階人権推進多文化共生課で、人権擁護委員がお受けします。

◆問い合わせ

Tel 740-1150 人権推進多文化共生課

総合センター人権啓発ビデオ上映会

3月14日(水) ◇午後3時半～

「同級生は外国人」(上映12分)

3月17日(金) ◇午前10時～・午後1時～・午後4時～

「外国人と人権」(上映33分)



無料

◆問い合わせ Tel 758-8398 総合センター